○大府市こども家庭センター事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第２２条の規定及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１０条の２の規定に基づき、全てのこども及びその家庭並びに妊産婦に対する効果的で切れ目のない一体的な支援体制を構築し、包括的な相談支援を行うために設置する大府市こども家庭センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　妊産婦　妊娠中又は出産後１年以内の女子をいう。

⑵　こども　心身の発達の過程にある者をいう。

（組織の構成）

第３条　センターに、次の職員を置く。

⑴　センター長

⑵　統括支援員

⑶　その他必要な職員

（対象者）

第４条　事業の対象者は、市内に住所を有するこども及びその家庭並びに妊産婦等とする。

（事業内容）

第５条　センターは、次に掲げる業務を行う。

⑴　こども及びその家庭並びに妊産婦等を対象とする支援全般に関すること。

⑵　こども及びその家庭並びに妊産婦等の実情の把握に関すること。

⑶　妊娠、出産及び育児に関する相談並びに情報の提供、助言及び保健指導に関すること。

⑷　サポートプランの策定に関すること。

⑸　要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦への支援に関すること。

⑹　関係機関との連絡調整に関すること。

⑺　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（実施日等）

第６条　センターの業務の実施日は、大府市保健センターの開館日とする。

２　相談時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

３　前２項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、実施日及び相談時間を変更することができる。

（関係機関等との連携）

第７条　事業を行うに当たっては、医療機関、児童相談所、民生児童委員、教育委員会、警察、特定非営利活動法人等その他の関係機関・団体等との連携を密にし、センターの業務が円滑かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

（秘密保持）

第８条 センターの業務に従事する者は、こども及び妊産婦等への対応に十分配慮し、個人情報保護法の規定に基づき個人情報の保護に万全を期するとともに、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。